

柔道整復師（整骨院・接骨院）のかかり方

接骨院・整骨院と保険医療機関の違い

接骨院・整骨院は、保険医療機関ではありません。接骨院や整骨院と保険医療機関では、次のような違いがあります。

名 称	接骨院・整骨院（柔道整復）	病院・診療所（保険医療機関）
資 格 者	柔道整復師（ほねつぎ、接骨師）	医師
資 格	柔道整復師法に基づく国家資格	医師法に基づく国家資格
行 為	外傷性が明らかな打撲、捻挫、挫傷、応急処置を除く医師の同意がある骨折・脱臼に対する「施術（整復・固定など）」	病気やけがに対する「治療」「予防」「指導」など

接骨院・整骨院の健康保険の適用範囲

接骨院・整骨院は保険医療機関（病院など）ではないため、必ずしも健康保険が使えるわけではありません。接骨院や整骨院を利用するときは、健康保険が使える場合を正しく理解しておくことが大切です。

接骨院・整骨院は、保険医療機関ではないため、健康保険の適用範囲が決められています。たとえ看板や広告に「各種保険取扱」・「健康保険使えます」と書かれていても、健康保険が使えるのは一部のケースだけです。

健康保険が使える場合

- 転倒打撲
- スポーツでの捻挫
- 重い物を持った時に生じた痛み等
外部からの要因による打撲・捻挫・挫傷（肉離れ等）（出血を伴う外傷は除く）
- 骨折・脱臼（応急処置の場合と医師の同意がある場合）

健康保険が使えない場合

- 日常生活やスポーツ等での単なる（疲労性・慢性的な要因からくる）肩こりや筋肉疲労
- 打撲や捻挫が治った後のマッサージなど
- リウマチや関節炎など内因性の筋肉や関節の痛み
- 脳疾患後遺症などの慢性病や症状改善のない長期施術
- 椎間板ヘルニアなど医師が治療すべき病気
- 労災保険が適用となる工作中や通勤途上での負傷

接骨院・整骨院などにかかる際に気をつけること

健康保険を使って整骨院・接骨院にかかるときは、次の点に気をつけましょう。

①痛めた時の状況を“詳しく・具体的に・正しく伝える”

“いつ・どこで・何をしているとき・体のどこが・どうなった”のかを正確に伝えること！

また、メモを残し、健康保険組合から照会があったときに正しい内容を回答できるようにして下さい。

②医療機関(病院等)の受診の有無・治療内容

医療機関で同じ部位(体の場所)の治療を受けていると、柔道整復の施術では健康保険は使えません。

健康保険で施術するときの支払方法

柔道整復師の場合、保険医療機関と同様、患者の窓口での支払いが一部負担のみですむ「受領委任」が認められています。この場合、柔道整復師が患者に代わって保険請求を行うこととなりますので、施術を受けた際に「療養費支給申請書」への署名が必要になります。つまり、患者が柔道整復師へ「自分の代わりに健康保険組合に請求することを委任する」ということです。

「療養費支給申請書」の内容をよく確認してから署名する

次の項目が正しく記載されているかよく確認し、必ず自分で署名しましょう。

- | | | |
|--|--|---|
| <input checked="" type="checkbox"/> 負傷名 | <input checked="" type="checkbox"/> 負傷部位 | <input checked="" type="checkbox"/> 負傷年月日 |
| <input checked="" type="checkbox"/> 負傷原因 | <input checked="" type="checkbox"/> 施術日 | <input checked="" type="checkbox"/> 施術内容 |
| <input checked="" type="checkbox"/> 施術回数 | <input checked="" type="checkbox"/> 支払金額 | |

※内容をよく確認せずに署名したり、白紙の申請書に署名したりすると、誤った請求や不正な請求を招く原因となり、健康保険が適用されず全額自己負担になることがありますので、絶対にしないでください。

領収証は必ず受け取り、大切に保管する

領収証は必ず受け取り、保管しておきましょう。

医療費の適正化にご協力を！

私たち健康保険組合は皆さんの大切な保険料を無駄にしないよう、医療費の適正化に取り組んでいます。その一環として、柔道整復師で施術を受けた方々に、負傷の原因や施術内容について、直接電話や文書等により照会させていただきます。

柔道整復師で施術を受けるときの注意事項等に留意し、適正な受診にご協力下さい。